

「発育発達研究」「学会大会抄録集」電子アーカイブ化に向けた全巻全号著作権委譲に関する告知（お願い）

## 著 者 各 位

日本発育発達学会（以下「本学会」という）は、1973年に「発育発達専門分科会通信」を創刊し、その後1990年に誌名を変更した学会誌「発育発達研究」「学会大会抄録集」（以下「本誌」という）を刊行して参りました。36年の長きに渡り本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

この度、本学会は科学技術振興機構の電子アーカイブ対象選定委員会に、本誌が創刊号以降の全号を電子化してアーカイブされる対象誌としての申請を行っております。この電子アーカイブとは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。

電子化された論文はすべてが同機構のサーバーに保存されるため、著作権が本学会に帰属していることが条件となります。本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾または譲渡を必要とします。現在は投稿規定に論文などの著作権が本学会に帰属することが定められておりますが、投稿規定内に著作権規定を定める以前に掲載された論文などについては、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

これらの事情から電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作について、著作権は本学会に帰属するものと致したく、本来であれば著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行うべきではございますが、当該告知をもって著作権の譲渡をお願い申し上げます。

万一、この件に関しましてご了承できない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2009年12月31日までに本学会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。なお、お申し出のない場合には、ご了承されたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文を掲載させて戴きたいと存じます。また、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなく、公開後に記事の取り下げを希望される場合には、そのご要望に柔軟に対応させていただきます。

以上、会員および著者の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〒102-8357 東京都千代田区三番町12 大妻女子大学人間生活文化研究所内  
日本発育発達学会 理事長 大澤清二  
e-mail : info@hatsuhatsu.com  
Tel. 090-3516-6090 Fax. 03-3222-1928

## 会 告

### 日本発育発達学会会員各位

平成 21 年 10 月 6 日のメール配信による理事会で、以下の重要事項について承認がなされましたので、ここにお知らせいたします。会員各位にはご確認をよろしくお願いいたします。

#### ◎電子配信対応に伴う著作権の確認について

近年の学会誌を取り巻く環境は、電子化、ネットワーク化が急速に進展しつつあります。このような状況に対し、本学会としても学会誌・学会大会抄録集に掲載された論文等をインターネットにより配信し、多くの人々が利用できる取り組みを始めることといたします。しかしながら、これら電子配信を行うためには著作権及び版権の帰属に関し明文化されることが求められます。そこで、前記開催の理事会にて、学会誌等に掲載が決定した論文等の著作権および版権は本学会に帰属することについて再確認し、著作権および版権の帰属に関する文言を記載した投稿規定の改正を行うことが承認されました。また、既に発行され掲載された論文等については、以下のとおり取り扱わせて頂くことといたしますのでよろしくご理解下さい。

「学会誌に掲載された論文等の取り扱い（発行済みの論文を含む）」

- 1) 論文等の著作権（著作権法 27 条 翻訳権、翻案権等、28 条 二次的著作物の利用に関する原作者の権利）は、本学会に帰属するものとします。
- 2) 本学会は、当該論文等の全部または一部を、本学会ホームページ、本学会が認めたネットワーク媒体、その他の媒体において任意の言語で掲載、出版（電子出版を含む）できるものとします。この場合、必要により当該論文の抄録等を作成して付すことがあります。

以上

※著作権法 第 27 条、第 28 条について

（翻訳権、翻案権等）

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

翻案とは、原文献をアブストラクトとして取扱うことを意味します。

（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）

第二十八条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

これは、二次的著作物に変わった場合においても、著作権はもともとの著者にあることを意味します。例えば、文献を CD-ROM 等にデジタル化した場合、CD-ROM 等は、パソコンを通してみることとなり、二次的な著作物となりますが、その著作権は、もともとの著者が所有していることを意味します。